



札幌市告示第 1878 号

市営住宅光星団地 5 号棟耐震改修ほか改善事業アドバイザー業務に係る公募型企画競争について、下記のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 16 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 7 階北側
札幌市都市局市街地整備部住宅課
電話 011-211-2807 (担当: 遠藤、竹内)
E メール j-keikaku@city.sapporo.jp

2 公募型企画競争に付する事項

(1) 調達する役務名

市営住宅光星団地 5 号棟耐震改修ほか改善事業アドバイザー業務

(2) 調達案件の仕様等

市営住宅光星団地 5 号棟耐震改修ほか改善事業アドバイザー業務仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 5 年 (2023 年) 12 月 22 日 (金) まで

(4) 契約に至るまでの方法

公募型企画競争にて行う。なお、企画競争の応募方法及び提出する書類についての詳細については、提案説明書による。

3 参加資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。

(2) 令和 3・4 年度札幌市競争入札参加資格者名簿 (工事・建設関連サービス・道路維持除雪) において、「大分類: 建設関連サービス業、中分類: 建設関連調査サービス業」に登録されている者であること。

(3) 過去 10 年間 (平成 24 年度から令和 3 年度まで) において、元請として地方公共

団体が発注した公共施設に係る新築、改築又は改修を DB 方式、DBO 方式又は PFI 方式により実施した要求水準書及び落札者決定基準の作成を含む発注支援業務の受託実績を 2 件以上有する者であること。(再委託として履行したものは除く。)

(4) 以下に示す要件を満たす者を業務責任者として配置できること。

ア 上記(3)に示す業務を業務責任者として履行した実績を有すること。

イ 「技術士(建設部門—都市及び地方計画)」、「技術士(建設部門—施工計画、施工設備及び積算)」、「一級建築士」のいずれかの資格を有するものを配置すること。

(5) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁)に基づく参加停止措置を受けていない者であること。

(7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 条)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(8) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。

(9) 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

4 参加手続等

(1) 提案説明書等の交付

令和 4 年 5 月 16 日(月)から本市ウェブサイトにて公開する。

<https://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/kousei5.html>

(2) 参加意向申出書の提出

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 提出期間

令和 4 年 5 月 16 日(月)から令和 4 年 5 月 27 日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日とする。受付時間は 9 時 00 分から 17 時 00 分までとする。

ウ 提出場所及び送付先

上記 1 のとおり。

(3) 質問書の提出

ア 提出方法

電子メール又はファクシミリとする。

イ 提出期間

令和4年5月16日（月）から令和4年5月31日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日とする。受付時間は9時00分から17時00分までとする。

ウ 提出場所及び送付先

上記1のとおり。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 提出期間

令和4年5月16日（月）から令和4年6月14日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日とする。受付時間は9時00分から17時00分までとする。

ウ 提出場所及び送付先

上記1のとおり。

5 選定方法

(1) 一次審査（書面審査）

企画提案者が多数の場合は、書面による一次審査を行う。

(2) 二次審査（ヒアリング審査）

企画提案者（一次審査を行った場合はその通過者）を対象として、ヒアリングによる審査を行う。委員の評価の合計点数が最も高い企画提案を契約候補者とする（最低基準点あり）。

6 その他

詳細は提案説明書による。